

第6章 小学生になったら(なる時)

(担当:豊富町教育委員会 TEL82-1355)

小学校の入学手続き

①入学通知書

小学校に入学するお子さんのいる世帯には、1月下旬までに教育委員会から入学通知書が送付されます。

- ・入学通知書が届かない。
- ・住所を異動(町内・町外)した。
- ・これから住所を異動する予定がある。
- ・記載事項に誤りがある。

連絡

教育委員会へ！

②学校説明会

小学校からお子さんのいる世帯に、2月下旬までに小学校入学の説明会の通知が送付されます。

なお、通知が来ない場合には、入学通知書に記載された入学する小学校へ連絡して下さい。

③就学時健診

小学校に入学するお子さんの健康診断については、保育園在園中にて健診を受けることになります。

なお、保育園に行っていないお子さんについては、保育園での健診実施時に教育委員会より健診受診の通知をいたします。

小規模特認校制度

小規模特認校制度は、自然環境に恵まれた小規模校で、児童・生徒の心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で豊かな人間性を培いたいという豊富町内の児童生徒で保護者の希望がある場合に、住所変更をすることなく、正規の通学区域を越える通学を一定の条件のもとに認める制度です。

豊富町教育委員会では、兜沼小中学校を「小規模特認校」に指定しています。

募集定員 各学年5名
募集期間 毎年9月1日から10月31日

通学区域の学校の変更及び区域外通学

就学校の指定及び通学区域は、住所を基に定めており、基本的には居住している住所により学校は指定されます。

ただし、学校教育法施行令第8条の規定により、適正な理由と認められる場合には、保護者の申立てによりその指定した就学校の変更や在学学校を変更することができます。

(申立先)豊富町教育委員会



小学校の転校手続き

(1) 当町での手続き

① 豊富の学校での手続き

- ・在学証明書の発行
- ・転学児童教科用図書給与証明書の発行(町内転校の場合は不要)
- ・PTA安全互助会加入証明書
- ・給食費、PTA会費、学級費、貯金等の整理
- ・その他、学級関係(氏名印、健康カード、成績物等)



- ② 豊富町役場に行って、転出証明書をもらいます。
※ 豊富町教育委員会での手続きは、ありません。

(2) 移転先での手続き

- ① 移転先の市町村役場に行って、転出証明書を提出し、住民登録をします。
- ② 移転先の市町村教育委員会に在学証明書を提示し、入学通知書をもらいます。
- ③ 入学通知書に記載されている学校に行き、次の書類を提出して、入学の手続きを完了します。

- ・入学通知書
- ・在学証明書
- ・転学児童教科用図書給与証明書(町内転校の場合は不要)

(3) 転入に伴う転校手続き

- ① 転入してすぐ新入学になる場合の手続きは、直接教育委員会へ。
- ② 在学中での転入手続きについては、上記(1)、(2)と同様の手続きとなります。

児童手当等

① 児童手当:3ページ参照

児童手当は、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。

②児童扶養手当:26ページ参照

ひとり親となった家庭の生活の安定、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

ファミリー・サポート・センター

6ページ参照

地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。

「おねがい会員」は0歳～小学校6年生までの児童を養育している方が対象です。

(担当:役場 保健推進課 保険給付係 Tel73-1340)

医療費の助成制度

①乳幼児等医療費助成:4ページ参照

②重度心身障害者医療費助成:25ページ参照

③ひとり親家庭等医療費助成:26ページ参照



(担当:豊富町教育委員会 Tel82-1355)

就学支援

(1)要保護及び準要保護児童生徒就学援助

① 要保護者へ

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であり、教育扶助を受けている方への就学に必要な援助を行います。

② 準要保護者へ

要保護者に準じる程度に保護者が困窮している方への就学に必要な援助を行います。

(2)特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、特別な支援を必要とする児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため必要な援助を行います。

(対象経費)

- ・ 修学旅行費、学用品費、学校給食費など

その他の支援

(1)学童保育「サロベツ児童クラブ」

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。

<概要>

- 名 称 : サロベツ児童クラブ
- 利用施設 : 豊富町定住支援センター内
- 保育時間 : 【学校登校日】放課後から※17:30まで
【学校休業日】 8:30 から※17:30まで
【土 曜 日】 8:30 から 17:30まで(延長不可)

※終了時間について

勤務などの都合で延長が認められる場合があります
(最大18:00ころまで)

<対象児童>

- ・町内の小学校に就学している児童
- ・保護者が就労、疾病、出産などで保育を必要としている児童
- ・上記2つ以外で利用を希望される場合はご相談ください

<保育料>

- 月 額 保 育 料 : 児童1人につき5,000円、2子以降3,000円
- 長期休暇保育料 : 児童1人につき6,000円、2子以降4,000円
- 一時入所保育料 : 1日1,200円、半日600円

<減免>

- ・生活保護世帯・・・免除
- ・要保護又は重要保護世帯・・・免除
- ・災害、病気などで保護者の収入が著しく減少した場合・・・免除又は減額

※減免申請書の提出が必要です。教育委員会(学童保育)までご相談ください。

<申請書提出先>

- ・豊富町教育委員会 社会教育係 ☎ 0162-82-1355
- ・学童保育(定住支援センター内) ☎ 0162-82-3760

(2) 放課後子ども教室「チャレンジくらぶ」

豊富小学校区を対象として、放課後に子どもたちに安全・安心で健やかな活動拠点(居場所)の確保、地域の多様な大人の参画を得て、様々な体験・交流・学習活動の機会を与えることを目的に実施しています。

- ・開設場所:豊富小学校の教室
- ・開設回数:年間 50回程度
- ・開催曜日:水曜日、金曜日
- ・開催時間:放課後のおおむね14時30分～16時30分
- ・参加対象:豊富小学校の児童
- ・参加費用:保険料相当額、その他必要に応じ徴収

